

令和8年度

第3回東かがわ市農業委員会議事録

令和8年6月19日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月19日（金）午後1時30分から午後2時17分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員（15名）

会長	1番 田村 照栄	10番 黒川 義明
職務代理	2番 砂川 哲也	11番 青木 大明
	3番 三谷 博計	12番 安部 哲弘
	4番 山本 一郎	13番 三井 和彦
	5番 田中 稔	14番 松井 委昭
	7番 松枝 孝幸	15番 田中 卓臣
	8番 榎本 貴之	17番 松岡 由美
	9番 藤本 輝華	

4. 欠席委員（2名）

6番 笹井 慎也	16番 池田 正志
----------	-----------

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

第2 報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第5号 農用地利用計画変更申出の意見決定について
議案第6号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について
議案第7号 地域計画変更申出に係る意見聴取について

第3 その他

7月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

塩田佐知子 黒田 寛子 安部 俊貴

7. 農林水産課

戸阪 匡博

8. 会議の概要

事務局	それでは、ご案内の時間がまいりましたので、ただいまより令和8年度第3回東かがわ市農業委員会を開催いたします。 本日の資料は、先日タブレットにお送りした議案書及び議案書資料になります。よろしくお願いいたします。 本日、池田正志委員から欠席のご連絡を頂いております。また、笹井慎也委員からは少し遅れるということのご連絡を頂いておりますので、ご報告いたします。 それでは始めさせていただきます。会長よろしくお願いいたします。
会長	～会長あいさつ～ それでは、第3回の農業委員会ということで、本日、報告が1件、議案が7件ございます。皆様方の慎重なるご審議を頂きまして、よろしくお願いいたしますと思います。では、着座にて進めさせていただきます。 それでは、日程第1、署名委員の指名についてでございますが、恒例でございますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは本日の署名委員は、3番三谷博計委員、4番山本一郎委員、どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、日程第2、報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について、今月4件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について、ご説明いたします。議案書は1ページから2ページになります。今月は4件のご報告がございます。 はじめに申請番号1番、貸し手、[REDACTED]、[REDACTED]様、借り手、[REDACTED]、[REDACTED]様。転貸人は、公益財団法人香川県農地機構。申請地は[REDACTED]を含みます田2筆、合計面積は1,957平方メートルになります。令和5年3月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、当該農地の水はけが悪く耕作不便のため合意解約となります。なお、解約後も[REDACTED]さんが保全管理のみ行ってくれるとのことでした。 続きまして、申請番号2番、貸し手、[REDACTED]、[REDACTED]様、借り手、[REDACTED]、[REDACTED]様。転貸人は、公益財団法人香川県農地機構。申請地は[REDACTED]の畑1筆、合計面積は808平方メートルになります。令和8年1月から3年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、所有者が自作するため合意解約となります。 続きまして、申請番号3番、貸し手、[REDACTED]、[REDACTED]様、借り手、[REDACTED]、[REDACTED]様。転貸人は、公益財団法人香川県農地機構。申請地は[REDACTED]の田1筆、合計面積は1,062平方メートルになります。令和3年6月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解

	約となります。なお、今後は所有者が自己管理を行うとのことです。 最後に、申請番号4番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。転貸人は、公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は1,822平方メートルになります。令和3年6月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約となります。なお、こちらの農地についても、今後は所有者が自己管理を行うとのことです。 以上、4件、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	報告第1号につきまして、事務局の説明が終わりました。双方合意での書類提出となっております。報告案件でございますが、お認めいただきたいと思いますが、ご質問はございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。認めさせていただきたいと思います。 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、5件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼します。それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。 申請番号1番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の田、面積1,278平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具については、コンバイン、耕運機、田植機、カンリキを各1台、トラックを2台、トラクターを3台、農舎を1,900平方メートル所有しています。申請農地取得後の経営面積は247,432平方メートル、農作業歴は10年、通作距離は2キロメートル、農作業常時従事日数は300日となっています。 続きまして、申請番号2番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様と■■■■の■■■■様の共有名義、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の畑、面積429平方メートル。農地取得後の作目は野菜。農機具については、トラクターを1台、トラックを2台、農舎を150平方メートル所有しています。申請農地取得後の経営面積は4,712平方メートル、農作業歴は40年、通作距離は500メートル、農作業常時従事日数は200日となっています。 続きまして、申請番号3番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■ほか1筆の田畑、合計面積1,894平方メートル。農地取得後の作目は柿。農機具については、コンバイン、耕運機、田植機を各1台、トラクターを2台、トラックを3台、農舎を30平方メートル所有しています。申請農地取得後の経営面積は19,681平方メートル。農作業歴は15年、通作距離は300メートル、農作業常時従事日数は150日となっています。

	続きまして、申請番号4番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の畑、面積285平方メートル。農地取得後の作目は、野菜。申請農地取得後の経営面積は285平方メートル、農作業歴は50年、通作距離は200メートル、農作業常時従事日数は250日となっています。 続きまして、申請番号5番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様と■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の畑、面積792平方メートル。農地取得後の作目は、野菜。農機具については、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを各1台、耕運機を2台、農舎を30平方メートル所有しています。申請農地取得後の経営面積は15,442平方メートル、農作業歴は50年、通作距離は10メートル、農作業常時従事日数は300日となっています。 以上の5件の申請につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	議案第1号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきたいと思いますと思いますが、ご審議いただく前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思います。 まず、申請番号1番を議題といたしますが、申し訳ございません。■■■■さん、しばらく退室をお願いいたします。 それでは、申請番号1番の地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
榎本委員	■■■■さんと■■■■さんの話なんですけど、お互いが話し合って決めて、1反あたりで■■■■というのもう納得いってという話で、二人ともが問題ないかと思うので、ご審議お願いします。
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきましては、問題はないという補足説明を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願います。■■■■さん、入室をよろしくお願いいたします。
安部委員	そしたら、説明いたします。先日、■■■■氏に電話で確認したところ、畑として使用する等のことで、何ら問題ありません。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)

会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号3番を議題といたします。私のほうから説明させていただきます。 先日、推進委員とともにお話をお伺いさせていただきました。■■■■様も87歳というご高齢で、ご主人ももう数年前にお亡くなりになり、お子様もいらっしゃいませんので、お一人が農地を管理するのにはもう苦痛になってますとともに、ここは畑と田になっとなんですが、田のほうももう水路のほうも潰れてまして、ここで水田として活用することはできない状態になっております。そういう中でどうにか年に3回か4回ぐらい草刈りのほうをお願いをして管理はしてましたが、もう大変自分でももうできないということなので、どうにかしたいということで近くの■■■■さんにお声がけをしました。■■■■さんのほうはどうか、水田としては使えないけど果樹を植えて管理をしようかということでお話がまとまり、■■■■さんの親子で結構大きく農作業なさってますので、お父さんとともどもに農地をちゃんと管理していくということをお話をお伺いしましたので、何ら問題はないと思っております。以上です。 それでは、3番を議題といたしまして、皆様方に問題はないということでご審議を頂きたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号4番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
三井委員	■■■■さんは、お父さんが■■■■さんと言いまして、もう亡くなってますけれども、ちょうどその■■■■さんの隣の家です。それで、相続して、あとその畑の利用予定はないということで、今回この■■■■さんに譲渡されました。■■■■さんはご家族と一緒に野菜を作る計画であります。ということですので、問題はないと思います。
会長	ありがとうございます。申請番号4番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思います。ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号5番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
松井委員	失礼します。私のほうの議案に関してですけど、■■■■さんと相手側、譲渡人の■■■■さん二人は従妹関係です。農地になっている畑の場所が、■■■■さんの叔父に当たり、■■■■さんの親が独り暮らしをしていたんですが亡くなって、自宅のほうを取り壊してできた土地の管理のほうを、娘さんが■■■■のほうに住

	んでますのでできないということで、■■■さんがそこを譲り受けて、今後管理していくようになっていいると思われます。■■■さんは高齡で87歳なんですけど、まだまだ仕事に関しては精力的なんで、今後も管理のほうはできていけると思っております。以上です。
会長	ありがとうございました。申請番号5番についても問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第1号につきましては、全て異議なしということで、許可相当として処理をいたしたいと思ひます。 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第2号 農地法第4条の許可申請についての説明をいたします。議案書の4ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は令和8年度の第1回4月20日開催の農業委員会の計画変更の用途区分の変更①と地域計画変更②と同内容のため省略をいたしております。 申請者は■■■の■■■様、申請地は■■■、田、638平方メートルほか6筆、合計で7筆2,138平方メートルでございます。■■■から南へ約150メートル、■■■沿いに位置する第2種農地でございます。変更後の利用目的は議案書のとおりでございます。物置、農業用倉庫、農作業場、便所、農機具倉庫で、施設面積の合計が849.78平方メートルでございます。平成12年に農水省の補助事業として、当時の香川県農協による経営構造対策事業にて作業場の施設を借り受け、以降、ミニトマトの栽培事業を営んでおります。全ての施設において現在も変わらず農業用施設として利用しており、雨水は施設地内にて自然浸透処理し、汚水は既存単独浄化槽東側の水路に放流し、近所の農地については本人所有者と借り受けている農地でミニトマト栽培のハウスで囲まれており、影響はないと思われます。土地改良区、水利組合、また隣接農地関係者等とも調整済みで同意が得られております。事業計画、被害防除計画書も妥当で、問題はないと思われます。 本申請について、農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であること、また無断転用ではございますが、始末書等の提出がなされていることなどから、計画は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第2号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお伺いいたしますが、その前に■■■委員、すいません、ごめんなさい。よろしくお願いいたします。

	それでは、地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
事務局	すいません。これは、推進委員の■■■■委員のほうから前回も出ておりましたし、全く問題はないかなというふうなことでご連絡を頂いております。よろしく願いいたします。
会長	ありがとうございます。問題はないという補足説明を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第2号につきましては、許可相当として進達をしまいたいと思います。すいません。■■■■委員、ご協力ありがとうございます。 続きまして、議案第3号 農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明をいたします。議案書は5ページのほうをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は令和8年度第1回農業委員会4月20日開催の地域計画の変更①と同内容のため省略をさせていただいております。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■で飲食店の経営やコンサルティング業務を営む■■■■、■■■■でございます。申請地は■■■■、畑、165平方メートル。■■■■沿いの第2種農地でございます。譲受人は申請地に隣接する宅地を既に購入しており、そこを社員の研修所として計画をしております。宅地部分の既存の駐車場スペースは1台ほどで狭く、研修所として利用するには駐車台数が不足しているため、申請地を宅地利用時の駐車場として使用するというものでございます。雨水排水については、隣接に排水桝、排水管を設置し、地先雨水排水桝に接続、汚水の心配はありません。また、露天の駐車場用地のため、日照、通風ともに支障はないということでございます。前回の委員会のほうで、松枝委員のほうからのご質問もあったかと思うんですけど、ほかに周辺で空いている宅地がたくさんあるように思うが適地はなかったのかという質問に対しましては、比較検討をいたしました、先に購入しましたすぐ隣ということもあって、一番の適地ということで選定したということでございます。また、既存のフェンスと用地を土留めのブロック塀で囲っていることに関して、今後撤去し、申請地の南側の前面を進入路とするということで計画が上がってきております。この地域に関して、水利組合がないということから水利については同意書が提出されておりませんが、土地改良区また隣接農地関係者等とも調整済みで同意が得られるということになっております。事業計画、防除計画等も妥当で問題はないかと思われま。 申請番号2番、議案書の資料は令和8年度第1回農業委員会4月20日開催の地域計画の変更③と同内容のため省略をさせていただいております。

	譲渡人は[]の[]様、譲受人は近くで主に鋳物製造業を営む[]、[]様でございます。申請地は[]、畑、739平方メートルほか2筆、合計で畑3筆、2,060平方メートルでございます。変更後の利用目的は露天駐車場用地でございます。[]から北へ約250メートルに位置する第2種農地でございます。譲受人は申請地近くで工場機械、産業機械、船舶機械、鋳物製造業を営んでおりますが、自社製造工場に従業員駐車場を設置しておりますが、積出用の大型車両が待機するための場所に困っていたため、申請地を工場の2トン車や事業用の社用車と従業員の駐車場として整備をするものでございます。土地改良区水利組合、また隣接農地関係者等とも調整済みであります。事業計画、被害防除計画等も妥当で、問題はないかと思われます。 以上、2件の申請については、農地転用許可に係る立地基準及び一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であることなどから計画は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第3号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明を頂きたいと思います。 まず最初に、申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願います。
松枝委員	それでは、12日に推進委員と現場を確認しました。先ほど事務局から説明がありましたように、丁寧に説明していただきありがとうございました。特に前回の計画変更と現地は変わっておりません。なお、市道の中心後退もする予定であるような感じは見受けられましたので、ご報告をしておきます。ですから、何ら問題はないと思います。
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願います。
三井委員	これも4月にこの場でご審議いただいた件で、問題はないと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答いただきました。 ご審議いただきたいと思います。ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第3号につきましては、異議なしということで許可相当として進達をしまいたいと思います。

	良区水利組合、また隣接農地関係者等とも調整中であり、同意が見込まれるということでございます。また、事業計画、被害防除計画等も妥当でございます。 本案件については、事業に必要性、緊急性があり、適当な規模であるほか、周辺の土地利用から見ても適当性が認められ、他に代替する土地もなく、農用地の面的な集団性も損なわないことから、農振地域からの除外は相当と思われます。 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第5号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
安部委員	それでは説明いたします。先日、■■■■氏と■■■■氏に電話連絡で確認したところ、2名の者が30年計画で貸すということで、書類等間違いはないということを確認いたしました。以上です。
会長	ありがとうございます。今、地元委員のほうから、これに関しましては妥当であるというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますのですが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで認めてまいりたいと思います。 続きまして、議案第6号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、今月更新2件でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第6号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、ご説明いたします。議案書11ページをご覧ください。今回は更新2件になります。 まず、更新1件目は、■■■■在住の■■■■様と■■■■様です。この度、経営主の■■■■様と孫の配偶者である■■■■様が家族経営協定を締結されました。目標営農類型は施設野菜のパセリです。秋冬パセリについては、育苗からの総合的防除技術の徹底による収量及び品質の向上に取り組めます。5年後の年間所得は主たる従事者が2人のため、1人当たりでは250万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。 続いて、2件目の更新は、■■■■在住の■■■■様です。目標営農類型は施設野菜のイチゴです。早期転植による栽培の省力化及び摘木防除と遮光対策など、栽培技術の向上により収量と品質向上を目指し、5年後の年間所得は550万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。 なお、本計画の作成に当たっては、香川県の基本方針、市の基本構想に基づき、香川県農業改良普及センター専門員の指導、助言等を仰ぎ、申請者ご本人様と協議を行った上で計画の作成を行っております。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会長	議案第6号につきましては、事務局の説明がございました。今月、更新2件でございます。この件に関しましては、先ほど事務局の説明のとおり、県、市それぞれの行政の方々とご本人を交えての協議の結果での提出となっております。 これに関しまして、ご異議ございませんか。お認めいただけますでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。適当と認められ、異議のない旨を答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第7号 地域計画変更申出に係る意見聴取について、今月4件でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第7号 地域計画変更申出について、説明をさせていただきます。議案書の12ページをご覧ください。関連がございますので、申請番号1番から4番までを一括してご説明させていただきます。議案書の資料は5ページから8ページでございます。 土地の所有者は■■■■の■■■■様ほか8名、申出地は■■■■、田、536平方メートルほか6筆、合計で7筆、田、5,557平方メートルでございます。転用の目的はドラッグストアでございます。併用地で宅地2筆562.18平方メートルがありますので、含めまして全敷地面積6,119.18平方メートル、建築面積が1,399.30平方メートルを予定いたしております。その他の内容につきましては、先ほど農用地利用計画変更の除外で説明済みですので省略をさせていただきます。 以上、1件、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
会長	議案第7号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、重複をするかと思いますが、地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
安部委員	説明いたします。先ほど言ったのが同じことなんで、■■■■さんと■■■■さん、■■■■さんも30年計画で貸すということで、そして次が、■■■■さんはこれ、■■■■さん2人は兄弟で、そして■■■■さんも兄弟になって、あとの■■■■さんというのは親戚になります。この6名の者は、売却したということで書類と何ら間違いのないことを確認しました。以上です。
会長	ありがとうございます。ただいま、問題はないというご回答を地元委員のほうから頂きました。 議案第7号につきまして、何かご質問とかご審議はございませんか。
三谷委員	異議はないんですけど、この30年、売買契約があった方は問題ないんですけど、途中でドラッグストアとか、調子が悪くなって、我々農地も、例えば5年、10年と契約しても途中お互いにそういうようなちょっと返さないかん、また返してねという事由があったらそういうことあるんやけど、分る範囲内で、私、分からんので、30年計画でお互いに途中で問題あったらどう

	いうことになるか教えてほしいなと思って。
会長	すいません。事務局のほうから何かございましたら。
事務局	私が受付をしている件に関しましては所有権移転というふうにお伺いしていたので、30年の賃貸契約というのがまだ転用のほうが出てきておりませんのではっきりとしたことが分かりかねていたんですけれども、ちょっとまだ何かいろいろと周辺の方とも調整中で、まだきちとうまく行っていないところが少しあるようなところで時間がかかるのかなというふうに感じておりました。結局、ここの先の2人の方が賃貸契約ということになります。その計画のときに、契約書のところで、もしものことがあればというのをきちっとそこの中に文言、契約書の中に盛り込まれてくるものかなというふうに思っておりますので。
三谷委員	難しいわな。6人の中で何人かは売って、何人かは、いや売るんはいややと、後世に財産を残したいから、賃貸する、何かちょっとおかしいなという気がします。
事務局	それと、一般的な転用としては、もしそれが履行できない場合には元の農地に戻すということが条件になっておりますので、それを確約書のほうで転用の5条の申請が上がってきたところで、その書類のほうが出てくるのかなというふうには思います。
三谷委員	地域計画変更が破棄されるということやな。違うんか。
事務局	地域計画変更のところ、はい。転用ができなくて、元に戻すということは、また宅地だったところが農地として戻す。市内にもたくさん30年契約とかいうのが多くて、全部、底地はそのまま農地のまま残ってしまうんです。
三谷委員	■■■■、砂川さん、近くに■■■■あるで。あんなんもやっぱり何年計画かな。
砂川委員	もう貸借で、■■■■とかあるわな。それも何十年単位で貸借で貸しとるんです。ほんだけど、今言う、売っとる人と貸しとる人と二手あるわな、大きく言うたら。ほんで、貸しとるほうは、途中でつぶれておらんようになったときに念書に入れとんは、元の更地に戻すいうんは大抵条件に入っとると、そこはな。それは、もうほんだけん、対相手、業者との取引で商談……。
三谷委員	契約書やな。
砂川委員	そういうこっちゃわ。ただ、ここの会では、そこにそれが来ることに許可しますか、しませんかという判断かな、ここではな。
会長	今のところは、地域計画変更の申出の決定だけをさせていただいて、次にまた転用が出てきたときにそこいらの詳しいことのまた新約を結ばれると思います。
事務局	大規模立地店舗立地法とか、またいろんなほかの許可をもらうところがあって、そこでも多分厳しく検査をされると思うんですけど、最大、■■■■か何かは20年の賃貸契約を結んでいて、最終的には20年経って売買したとか

	いう話も聞いたことがあります。なので、その賃借期間が30年を超えたら、そのときにまた次をどうするかという考えがあると思うんですけど、それまでもうまくいかなかった場合というのも契約書の中に組み込まれてくると思います。
三谷委員	すいません。ありがとうございます。
会長	それでは、議案第7号につきましてですが、今回、地域計画変更申出に関わる意見聴取についてのご審議を頂きたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 日程第2につきましては、全て皆様方のご協力によりご審議、決定させていただきました。 続きまして、日程第3、その他、7月の農業委員会について、事務局より説明お願いいたします。
事務局	来月7月の農業委員会の日程についてお知らせいたします。7月の農業委員会は7月20日が月曜日、海の日でお休みとなりますので、翌日の21日の火曜日、7月は21日火曜日の13時30分から市役所3階の大会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。
会長	ただいま事務局のほうから、7月の農業委員会につきましては7月21日火曜日13時30分から本会場にて開催いたしますので、ご日程のほうをどうぞよろしくお願いいたします。 ほかに事務局、ございませんか。
	(「なし」の声あり)
会長	ないようでしたら、委員のほうから何かございませんか。
	(異議なし)
会長	ないようでしたら、本委員会を閉会とさせていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは、職代のほうから閉会のあいさつをお願いいたします。
会長職務代理	～会長職務代理あいさつ～